

Ⅲ 終わりに

1. 主な分析結果のまとめ

ここでは、主に第Ⅱ章において示された調査・分析結果のまとめを記す。

フリーランスについては、その人数規模を把握する直接的な公的統計はなく、フリーランスを含む「自営業主（雇人なし）」全体でみれば、長期的に減少傾向にある。1985年から2015年までの30年間で、「自営業主（雇人なし）」全体は、685万人から396万人へと減少してきたが、そのうち特定の発注者に依存する自営業主、いわゆる「雇用的自営業等」については、同じ期間、128万人から164万人へと増加している。この雇用的自営業等とは、従来型の自営業主には分類されない自営業主を含む概念とされており、本業としてのフリーランスに近く、その増加は、労働市場の変化の特徴の一つと考えられる。

本稿では、公的統計で把握できない詳細な設問を含めた新規のアンケート調査を実施し、フリーランス相当の働き方をする者の規模や特徴を直接把握、分析することを試みた。フリーランスの統計上の明確な定義があるわけではないが、これまでの既存の研究や試算などを参考にしながら、ウェイトバックするセル区分の調整などをより精緻に行い、フリーランス相当の働き方をする人数を試算した。その結果、副業として従事している者も含め、概ね306万人から341万人程度と推計された。就業者に占める割合は、本業及び副業フリーランス合計で5%程度であり、そのうち本業については3%程度、副業については2%程度であった。米国と比較可能な本業フリーランスは、米国では6.9%であり、日本はその4割程度の割合であった。

労働生産性の観点から、円滑な労働移動を直接妨げるとされる競業避止義務、すなわち退職後・契約終了後の競合する企業への転職、競合企業の立上げを制限・禁止する契約締結の実態についても、新規のアンケート調査を用いて把握、分析した。競業避止義務は、雇用者全体では、「ある」13.9%、「あるかもしれない」10.5%であり、米国の18.1%（調整前のYesは15.2%、maybe categoryは29.7%）と比較して、目立った違いは見られなかった。フリーランスについては、競業避止義務を、取引終了後の新たな競合契約先への取引制限・禁止の規定と読み替えてもらった結果としてまとめると、「ある」4.4%、「あるかもしれない」4.2%との結果であった。

競業避止義務による賃金や転職希望に与える影響についても分析を行った。競合企業への転職や競合事業の立上げをしないことへの見返りとして、賃金プレミアムが一定程度見られた。特に、契約の前に競業避止義務を認知していたフリーランス相当の者へのプラスの効果が大きく、一方で事後に認知した者はプラスの効果が有意にはみられなかった。雇用及び取引契約の過程での事前の競業避止義務と併せた賃金交渉の重要性が示唆された。

2. 今後の検討課題

本稿では、近年関心が高まっているフリーランスに相当する働き方をする者について、その規模の試算や特徴の分析を行った。今後、人口動態要因のほか、政府や企業の取組の変化などにより、フリーランスの働き方をする者の規模や特徴も変わっていくと考えられる。そのため、アドホックな調査ではなく、公的統計によって、フリーランスの働き方をする者を継続的に把握することができるように、就業の場所や取引先の数などを公的統計でより細かく分類して把握、フォローアップができるようにしていくことが望ましい。

また、労働移動との関係で、米国で先行研究が進んでいる競業避止義務に焦点を当てて分析を行ったが、その他にも、様々な制度が労働移動に影響していることは言うまでもない。競争政策に係る各種法令、ガイドラインをはじめ、税や社会保障制度、企業行動なども関連しており、そうした分野での分析と併せて、労働移動の在り方をより多面的に見ていく必要がある。また、競業避止義務についても、その程度が過度なのかどうかの判断は、本稿で行った業種や産業の分類、また計量モデルによる推計からの示唆のみならず、裁判例や企業ヒアリングなどで個々の企業レベルの特徴、実態を丁寧に見ていく必要がある。